

<特別養護老人ホーム小鳩園(ユニット型) 契約書別紙 料金表>

2024年8月1日 改定

1. 法定料金

(1)基本サービス料金 地域区分単位数 1単位あたり10.27円 ユニット型個室

1日あたりの自己負担分					1ヶ月を30日とした自己負担分				
	10割負担	1割負担	2割負担	3割負担		10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	6,880円	688円	1,376円	2,064円	要介護1	206,427円	20,643円	41,286円	61,929円
要介護2	7,599円	760円	1,520円	2,280円	要介護2	227,994円	22,800円	45,599円	68,399円
要介護3	8,370円	837円	1,674円	2,511円	要介護3	251,101円	25,111円	50,221円	75,331円
要介護4	9,099円	910円	1,820円	2,730円	要介護4	272,976円	27,298円	54,596円	81,893円
要介護5	9,807円	981円	1,962円	2,943円	要介護5	294,235円	29,424円	58,847円	88,271円

各種加算	10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算(入所日から30日間算定。30日以上入院後の再入所も同様)	308円	31円	62円	93円
安全対策体制加算(入所時に1回を限度として算定)	205円	21円	41円	62円
療養食加算(療養食・1食につき算定)／回 ※1日3食を限度とする 個別の算定	61円	7円	13円	19円
若年性認知症利用者受入加算(受け入れた場合)	1,232円	124円	247円	370円
科学的介護推進体制加算 (Ⅰ) ※月1回のみ算定	410円	41円	82円	123円
協力医療機関連携加算(Ⅱ) 協力医療機関と連携している場合	51円	6円	11円	16円
外泊時費用(入院や自宅への外泊時に月6日を限度として算定)	2,526円	253円	506円	758円
介護職員等処遇改善加算Ⅳ 算定した単位数(基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)の9.0%が加わります				

* 入所期間中入院、または自宅に外泊した期間の取扱については、介護保険給付の扱いに応じた料金になりますので
ご了承ください。

(2)当施設の居住費・食費の負担額(実費)

利用者負担段階	対 象 者		(a)居住費 ユニット型個室	(b)食費	(a)+(b)	(a)+(b) × 30日額
第一段階	生活保護受給者		880円/日	300円/日	1,180円	35,400円
第二段階	市町村 税世帯 非課税	・高齢福祉年金受給者 ・預貯金額等が1,000万円(夫婦は2,000万円)以下	880円/日	390円/日	1,270円	38,100円
第三段階①		・合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円以下 ・預貯金額等が650万円(夫婦は1,650万円)以下	1,370円/日	650円/日	2,020円	60,600円
第三段階②		・合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円～120万円以下 ・預貯金額等が550万円(夫婦は1,550万円)以下	1,370円/日	1,360円/日	2,730円	81,900円
第四段階		・合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年額120万円超 ・預貯金額等が500万円(夫婦は1,500万円)以下	2,066円/日	1,445円/日	3,511円	105,330円
	上記以外の方		2,066円/日	1,445円/日	3,511円	105,330円

2その他の料金

■個別サービス利用料

サービス項目	サービス内容	単位	金額
理美容代	出張理容業者を利用の場合（カットのみ）	1回	実費
アイロンネーム代	衣類に貼る名前シール（貼付代含む）	50枚	1,500円
電気代	お部屋に電化製品を持込の場合	1製品1日	80円
預り金管理代	預り金に関する管理費等※1	1ヶ月	500円
通帳管理代	通帳・印鑑の管理費等※2	1ヶ月	500円
切手・郵送代	個人の手続きに関する送料等	実費	
タオル・バスタオルリース （入浴時 基本週2回）	一般浴タオルリース料（バスタオル×2、 フェイスタオル×1、ウオッシュタオル×1）	入浴毎	140円
	リフト浴タオルリース料（バスタオル×3、 フェイスタオル×1、ウオッシュタオル×1）	入浴毎	195円
日常生活上の諸費用	日常生活に掛かる必要物品	実費	
その他の費用	医療費・薬代・嗜好品・選択性おやつ 等	実費	
死後の処置	死後の処置を行った場合	5,500円	

※1※2 やむを得ず施設管理が必要な場合のみ。
※その他、個別にご希望されたサービスについては、個人負担となります。
または施設行事以外での個人の希望に基づく外出・外食などに要する費用は個人負担となります。

■文書作成料

サービス項目	内容	単位	金額
死亡診断書料	嘱託医が作成した場合	1部	3,300円
死亡診断書料（2通目以降）	嘱託医が作成した場合	1部	2,200円
主治医意見書（障害年金医学的意見書）	嘱託医が作成した場合	1部	5,500円
生命保険会社提出用証明書	嘱託医が作成した場合	1部	4,400円
成年後見制度用診断書・附票	嘱託医が作成した場合（精神鑑定を除く）	1部	11,000円

※嘱託医が作成する書類については、嘱託医の所属する医療機関での作成・発行となる場合があります。

私は、本書面等に基づき事業者からサービス利用料金についての説明を受け、内容を理解した上で同意します。
上記の同意を証する為、本書2部を作成し、事業者、ご契約者様にご署名捺印又は記名捺印の上、各1部を保有するものとします。

令和 年 月 日

＜事業説明者＞
特別養護老人ホーム小鳩園(ユニット型)

＜利用者＞

氏名

＜事業者＞
社会福祉法人小鳩会
理事長 晝間 章

＜代理人＞

氏名

社会福祉法人小鳩会

指定介護老人福祉施設

運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小鳩会が開設する特別養護老人ホーム小鳩園（ユニット型）（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従事者が要介護状態にある入所者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

一 名称 特別養護老人ホーム小鳩園（ユニット型）

二 所在地 埼玉県三郷市中央四丁目8番地7

(指定介護老人福祉施設の入所定員)

第4条 施設の入所定員は次のとおりとする。

定 員 40名
ユニット数 4ユニット
ユニットごとの定員 10名

- 2 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(施設の職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1人
医師は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- 三 生活相談員 1人以上
生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- 四 看護職員 常勤換算で2.0人以上
看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 五 介護職員 常勤換算で12.0人以上
介護職員は、入所者の入浴、給食その他日常生活上必要な介助及び援助を行う。
- 六 栄養士又は管理栄養士 1人以上
栄養士は、給食の献立の作成、入所者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- 七 機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- 八 調理員 2人以上
調理員は献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。
- 九 事務職員 1人以上
事務職員は、必要な事務を行う。
- 十 介助員 1人
介助員は、館内の清掃、入所者の洗濯業務及び介護職員の補助業務を行う。
- 十一 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

(指定介護老人福祉施設サービスの内容)

第6条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- 一 入所利用の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。
- ニ サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
 - ア 常に入所者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助、日常生活上の世話などの生活、機能訓練その他必要なサービスを入所者の希望に添って適切に提供する。
 - イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - エ 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。
 - オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。
 - カ 入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上の入浴又は清拭を行う。また、排泄、口腔衛生管理、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
 - キ 栄養、入所者の身体状況、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
 - ク 入所者の心身の状況に応じて計画的な栄養管理を実施する。
 - ケ 退所に当たっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第7条 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

- 2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、基準の額に対し、介護保険負担割合に応じた額と食事の標準負担の額とする。

2 その他の費用として、居住費、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜にかかる費用で、その入居者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 居住費 1日 2,066円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」（旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」）に記載されている負担限度額とする。

二 食費 1日 1,445円（朝350円、昼550円、夕545円）

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」（旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」）に記載されている負担限度額とする。

三 入居者が選定する特別な食事の提供（外食・出前食）に要する費用

お楽しみ会において希望食の費用から1食あたり550円（昼食費分）を差し引いた金額

四 理美容代 実費

五 その他日常生活上の便宜にかかる費用

実費、費用及び金額は別表のとおり

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第9条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

二 火気の取り扱いに注意すること。

三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

四 その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時等における対応方法）

第10条 指定介護老人福祉施設サービス提供時に入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、あらかじめ定められた配置医師又は協力病院による対応、その他の方法による対応等の必要な措置を速やかに行う。

(苦情処理)

第11条 指定介護老人福祉施設サービスの提供に係る入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(非常災害対策)

第12条 施設は、消防法等の規定に基づき消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(虐待防止に関する事項)

第14条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を 従業者に周知徹底する体制を整備する
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束)

第16条 施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。 一 身体的

拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（個人情報の保護）

第17条 施設は、入所者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入所者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者及びその家族の了解を得るものとする。

（業務継続計画の策定等）

第18条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1カ月以内

二 継続研修 年3回以上行う

2 従業者は、職務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た入所者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業

者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人小鳩会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規程は令和6年8月1日より施行する。